*対応方法欄の対応例を削除又は編集し、具体的な措置について記入してください。*

【一般則】技術基準適合表（第一種製造者　ＣＮＧスタンド　外部から供給を受ける設備）

＜高圧ガス保安法　法律第８条第１号関係＞

　**製造施設の位置、構造及び設備に係る事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ７ | ２ | １ | 第６条の準用 | * **一般則第６条第１項第１号、第５号、第６号、第９から第20号まで、第26号、第27号、第32号、第38号、第40号及び第41号**の基準に適合すること**[別表１]**
 |  |
|  |  | ２ | 敷地境界までの距離【参照】例示基準56 | * 高圧ガス設備（次号及び第４号のものを除く）の外面から敷地境界線までの距離は、6m以上を確保すること

（6ｍ未満の場合には、同等の措置を講ずること）※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | ３ | 地盤面に高圧ガス設備を設置する室【参照】例示基準57 | ・室の上部は十分な強度を有すること・漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講ずること | 添付資料No. |
|  |  | ４ | 公道までの距離【参照】例示基準56 | ・ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線までの距離は、5m以上を確保すること（5ｍ未満の場合には、同等の措置を講ずること）※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | ５ | 防火壁【参照】例示基準56 | ・スタンドの周囲（車の出入口となる道路に面する箇所等を除く）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に高さ2ｍ以上防火壁を設けること（設けない場合には、同等の措置を講ずること） | 添付資料No. |
|  |  | ６ | 供給配管の措置 | ・外部から供給される圧縮天然ガスを受け入れる配管には、緊急時に供給を遮断するための措置を講ずること | 添付資料No. |
|  |  | ７ | 圧縮機の保安措置【参照】例示基準58 | ・圧縮天然ガスを製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること | 添付資料No. |
|  |  | ８ | 貯槽に取り付けた配管 | ・貯槽と配管との接続部に、送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる措置を講ずること | 添付資料No. |
|  |  | ９ | ディスペンサーへの保安措置【参照】例示基準55　　　　例示基準59 | ・ディスペンサーには、車両容器等の最高充てん圧力以下の圧力で自動的にガスを遮断する装置を設けること・ディスペンサーからの漏えいを防止するための措置を講ずること | 添付資料No. |
|  |  | 10イロ | 高圧ガスが通る配管 | ・外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置すること・トレンチ内に設置する場合には、トレンチの蓋を通気性のよいものにすること（次号の設備を設けた場合は、この限りではない） | 添付資料No. |
|  |  | 11 | ガス漏えい検知警報設備の設置及び製造設備の自動停止 | ・漏えいしたガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスを検知し、警報し、かつ製造設備の運転を自動的に停止するための設備を設置すること※検知器の検出端部及び発報する場所、警報濃度（％vol.）の設定値等を示す | 添付資料No. |
|  |  | 12 | 感震装置の設置及び製造設備の自動停止 | ・施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設置すること | 添付資料No. |
|  |  | 13 | 製造設備停止装置の手動操作位置 | ・前２号の製造設備の運転を自動的に停止する装置には、手動で起動できる起動装置を、緊急時に速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置すること | 添付資料No. |
|  |  | 14 | 製造設備の運転を停止する場合の措置 | ・圧縮機の運転を自動的に停止すること・第6号、第8号及び第9号の遮断措置に遮断弁を設けた場合には、遮断弁を自動的に閉止すること・閉止状態を検知し、異常が生じた場合には、警報する措置を講ずること | 添付資料No. |
|  |  | 15 | ガス設備の位置等 | ・ガス設備は、車両が衝突するおそれのない場所に設置すること・車両の衝突防止措置を講じた場合は、この限りではない | 添付資料No. |
|  |  | 16 | ディスペンサーの屋根【参照】例示基準６ | * 不燃性又は難燃性の材料を用いること
* 漏えい時に滞留しない構造にすること
 | 添付資料No. |
|  |  | 17 | 充塡を受ける車両と貯槽外面との距離 | * 充塡を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から3m以上離れて停止させるための措置を講ずること
* 貯槽との間にガードレール等の防護措置を講ずることで代替措置とすることができる
* ※貯槽と充塡を受ける車両との位置関係又は代替措置について、書面、図面等により示
 | 添付資料No. |
|  |  | 18 | 火気取扱施設との距離【参照】例示基準２ | * 火気を取り扱う施設との距離：　　　 ｍ　≧4ｍ

（4ｍ未満の場合には、流動防止措置等を講ずること）※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | 19 | 車両容器への過充塡防止【参照】例示基準55 | * 充塡設備に、過充塡防止のための措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | 20 | 設備間の距離 | * 他の可燃性高圧ガス設備との距離：　　　 ｍ　≧5m
* 酸素の高圧ガス設備との距離：　　　 ｍ　≧10m

※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | 20の２ | 設備間の距離【参照】例示基準56の3 | * 圧縮水素スタンドの処理設備との距離：　　　 ｍ　≧6m
* 圧縮水素スタンドの貯蔵設備との距離：　　　 ｍ　≧6m

（6ｍ未満の場合には、同等の措置を講ずること）* ※設備配置図、敷地平面図等に図示する
 |  |
|  |  | 21 | 消火設備の設置【参照】例示基準31 | ・消火設備を適切な箇所に設置すること | 添付資料No. |

**[別表１]**一般則第６条第１項の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | １ | １ | 境界線、警戒標【参照】例示基準１県指導指針４(9) [別表３] | * 事業所の境界線を明示すること

（一部のみが高圧ガス保安法適用施設の場合は、設備区画でも可）* 警戒標を掲げること

※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | ５ | 貯槽間の距離【参照】例示基準３ | **対象：貯槽（貯蔵能力300㎥又は３t以上）*** 他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、１ｍ以上又は最大直径の和の1/4のいずれか大なるものに等しい距離以上を確保すること

（　　　　＋　　　　）／4＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ* 距離が確保できない場合には、防火上及び消火上有効な能力を有する水噴霧装置等を設けること

※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | ６ | 貯槽の識別措置【参照】例示基準４県指導指針４(５) [別表３] | **対象：貯槽*** 容易に識別できるような措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | ９ | 製造設備室内が滞留しない構造【参照】例示基準６ | * 開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと
 | 添付資料No. |
|  |  | 10 | ガス設備の気密な構造 | * 高圧ガス設備以外のガス設備は気密な構造であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 11 | 耐圧試験【参照】製造細目告示４条例示基準７ | * 耐圧試験の試験方法を示すこと
* 完成検査までに耐圧試験の結果等を示すこと
* 認定品等（大臣認定者試験品、KHK検査品、特定設備検査品等）の場合は、完成検査までに認定証等を示すこと

※機器一覧表等に、認定等の有無を記載する | 添付資料No. |
|  |  | 12 | 気密試験【参照】製造細目告示５条　　　　例示基準７ | * 気密試験の範囲及び試験方法を示すこと
* 完成検査までに気密試験の結果等を示すこと

※フローシート等に、試験範囲を図示する | 添付資料No. |
|  |  | 13 | 高圧ガス設備の強度【参照】例示基準８ | * 構造図、強度計算書等を添付すること

※強度計算に使用した箇所（最小肉厚部）を図示する* 認定品等の場合は、完成検査までに認定証等を示すこと
* 例示基準又は特定則の規定に基づく強度計算ができない構造を有する高圧ガス設備の場合、強度の確認方法を示すこと
 | 添付資料No. |
|  |  | 14 | ガス設備に使用する材料【参照】例示基準９ | * 適切な材料を使用すること
* 完成検査までに材料証明書等を示すこと
 | 添付資料No. |
|  |  | 15 | 高圧ガス設備の基礎【参照】例示基準10 | * 高圧ガス設備の基礎は、不同沈下等により有害なひずみが生じないこと
* 貯槽（貯蔵能力100㎥又は１ｔ以上）の支柱（支柱のないものは底部）は同一基礎に緊結すること
* 基礎の構造図、地盤調査結果等を示すこと
 | 添付資料No. |
|  |  | 16 | 貯槽の沈下測定及び措置等【参照】製造細目告示10条 　　　　例示基準11 | **対象：貯槽（貯蔵能力100㎥又は１ｔ以上）*** 沈下状況を測定するための措置を講ずること

※ベンチマークの位置を図示すること | 添付資料No. |
|  |  | 17 | 塔槽類の耐震設計【参照】耐震告示県耐震設計基準 | **対象：塔（５ｍ以上）、貯槽（300㎥又は３t以上）及び配管類（告示で定めるもの）*** 耐震告示及び県耐震設計基準に適合すること
 | 添付資料No. |
|  |  | 18 | 高圧ガス設備の温度計の設置【参照】製造細目告示６条例示基準12 | * 温度計の設置位置と構造を示すこと
* 常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲に戻すことができるような措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | 19 | 高圧ガス設備の圧力計及び安全装置の設置【参照】製造細目告示７条　製造細目告示7条の２例示基準13 | * 圧力計の設置位置と構造を示すこと
* 圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設置すること
* 安全弁は、規定吹出し量計算書と所要吹出量計算書を添付し、規定吹出量が所要吹出し量以上であることを示すこと
 | 添付資料No. |
|  |  | 20 | 安全弁又は破裂板の放出管の位置【参照】例示基準14 | * 安全弁又は破裂板には、放出管を設置すること
* 放出管開口部の周囲には、着火源等がないこと

※放出管の位置は、施設配置図や敷地平面図、立面図で明示する | 添付資料No. |
|  |  | 26 | 電気設備の防爆性能 | * 高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスに応じた防爆性能を有する構造のものであること

※設備配置図や立面図等に、電気設備の設置場所を図示する | 添付資料No. |
|  |  | 27 | 保安電力等【参照】製造細目告示９条例示基準20  | * 告示で定める保安設備に対して、停電等により機能が失われることのないような措置を講ずること
* 保安を維持し、安全に設備を停止するために必要な容量を確保すること
* 保安電力等は、その機能を定期的に検査すること

※例示基準で示す表を参考に該当設備の保安電力を明示する（例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 買電 | 自家発電 | 蓄電池 | エンジン駆動 | スチームタービン駆動 | 空気窒素だめ | その他の措置 |
| 自動制御装置 |  |  |  |  |  |  |  |
| 緊急遮断装置 |  |  |  |  |  |  |  |
| 散水装置 |  |  |  |  |  |  |  |
| 防消火設備 |  |  |  |  |  |  |  |
| 水噴霧装置 |  |  |  |  |  |  |  |
| 除害設備 |  |  |  |  |  |  |  |
| 非常照明設備 |  |  |  |  |  |  |  |
| ガス漏えい検知警報設備 |  |  |  |  |  |  |  |
| 通報設備 |  |  |  |  |  |  |  |
| 過充塡防止装置 |  |  |  |  |  |  |  |
| 運転自動停止装置 |  |  |  |  |  |  |  |
| 圧力リリーフ弁 |  |  |  |  |  |  |  |
| 感震装置 |  |  |  |  |  |  |  |

 | 添付資料No. |
|  |  | 32 | 貯槽等の温度上昇防止措置【参照】例示基準24 | **対象：貯槽及びその支柱*** 貯槽及びその支柱の温度の上昇を防止するための措置を講ずること（水噴霧装置、散水装置又は消火栓等）
* 水噴霧装置、散水装置又は消火栓には、必要な能力及び時間（30分以上）を満足する所要水量を確保すること

保有水量（　　　　　　ℓ）　＞　所要水量（　　　　　　ℓ）* 散水配管がある場合には、水を必要な流量で供給できることを示すこと（圧力損失等計算書等）

※設備の種類、性能、設置箇所等を、書面又は図面等に示す | 添付資料No. |
|  |  | 38 | 静電気を除去する措置【参照】例示基準30 | * 静電気を除去する措置を講ずること

　　避雷設備　有　・　無* 接地抵抗値を総合100Ω（避雷設備を設けたものは総合10Ω）以下にすること
* 静電気除去設備を正常な状態で維持するための検査を実施すること
 | 添付資料No. |
|  |  | 40 | 緊急時の通報【参照】例示基準32 | * 緊急時に必要な通報を速やかに行うことができる措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | 41 | バルブ等の操作に係る措置【参照】例示基準33 | * 作業員が当該バルブ又はコックを安全かつ適切に操作できるような措置を講ずること（バルブのフローシート等に合わせた番号等の標示、バルブの開閉標示及び開閉方向の標示、配管内部の流体の名称及び流れ方向の表示）
* 保安上重要なバルブには、誤操作を防止する措置を講ずること（安全弁元弁の封印又は施錠、緊急遮断弁作動ボタンの誤操作防止カバーの設置等）
* バルブ等の操作位置には、当該バルブ等の機能及び使用頻度に応じ、必要な足場及び照明を設けること
 | 添付資料No. |

＜高圧ガス保安法　法律第８条第２号関係＞

　**製造の方法に係る事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ７ | ３ | １ | 第６条の準用 | * **一般則第６条第２項第１号、第２号イ、ハ、ヌ及びル、第４号から第６号**までの基準に適合すること**［別表２］**
 |  |
|  |  | ２イ | 誤発進防止措置 | * 圧縮天然ガスの充塡後は、容器とディスペンサーとの接続部分を外してから車両を発車させること
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ロ | 天然ガスの着臭 | * 空気中の混入比率が容量で1000分の１であるとき、感知できるようなにおいがするものを充塡すること
 | 添付資料No. |
|  |  | ３ | ガスの成分 | * 充塡する容器に有害となる水分量及び硫化物を、含まないガスであること
 | 添付資料No. |

**［別表２］**一般則第６条第２項の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | ２ | １イ | 安全弁等の止め弁の全開 | * 安全弁又は逃し弁に付帯して設けた止め弁は、修理又は清掃など必要な時以外は、常に全開にすること

※誤操作を防止するための措置（封印、ハンドル取外し等）を明示する | 添付資料No. |
|  |  | １ハ | 圧縮禁止のガス | * 規則に掲げるガスを圧縮しないこと
 | 添付資料No. |
| 充塡の基準 |
|  |  | ２イ | 貯槽への過充塡防止 | * 貯槽における常用の温度において、容量がその内容積の90％を超えないように充塡すること
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ハ | 車両容器の車両の固定 | * 車両に固定した容器（内容積4000L以上）に高圧ガスを送り出し、又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは、車止め等により車両を固定すること
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ヌル | 容器の充塡期限管理 | * 一般複合容器は、刻印等で示された年月から15年を経過したものにはガスを充塡しないこと

※充塡期限管理の方法（バーコードやPOS管理等）を明示する | 添付資料No. |
| 設備管理の基準 |
|  |  | ４ | 製造設備の点検及び異常時の措置【参照】例示基準49 | * 当該設備の属する製造施設の異常の有無の点検を、使用開始及び使用終了時、そのほか設備態様に応じ１日1回以上行うこと
* 点検時に異常が発覚したときは危険を防止する措置を講ずること
 |  |
|  |  | ５イ | 修理又は清掃の作業計画等の作成【参照】例示基準50 | * 修理等を行うときは、作業計画及び作業の責任者を定めること
* あらかじめ関係者に周知し、当該責任者の監視の下に行うこと
* 作業時に異常があったときは、直ちに当該責任者に通報するための措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | ５ロ | 修理又は清掃時の措置【参照】例示基準50 | * 修理時、ガス種に応じて危険を防止するための措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | ５ハニ | 修理又は清掃時に設備を開放等するときの措置【参照】例示基準50 | * ガス設備を開放し、又は設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること
* 開放して修理等をするときは、開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | ５ホ | 修理又は清掃終了後の措置【参照】例示基準50 | * 修理等が終了したときは、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造を行わないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ６ | バルブに過大な力を加えない措置【参照】例示基準51 | * バルブを操作する場合は、過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること
* 過大な力がかかることを防止するため、適切な維持管理をすること
 | 添付資料No. |

**［別表３］**

＜県指導指針＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指針 | 内容 | 対応方法 | 備考 |
| 条 | 号 |
| ４ | ４ | 高圧ガス設備と火気との距離 | * 高圧ガス設備の周囲2ｍ内における、火気の使用を禁じる措置を講ずること（警戒標の設置や防火壁、障壁の設置等）

※火気使用制限範囲を敷地平面図等に明示する | 添付資料No. |
|  | ５ | 貯槽の識別措置 | * 付近からガスの名称が視認できる措置を講ずること（ペイントや看板の設置等）
 | 添付資料No. |
|  | ９ | 責任者等の掲示 | * 同一敷地内に事務所がない製造施設は、敷地外から見えやすい場所に、高圧ガスの名称、責任者名称、緊急時の連絡先を明示した掲示板を設置すること
 | 添付資料No. |
|  | 13 | 蓄圧器 | **対象：蓄圧器*** 蓄圧器と配管との接続部に、送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる措置を講ずること
 | 添付資料No. |